

情報セキュリティ基本方針

地方独立行政法人岡山市立総合医療センター

2025年6月1日 第1.4版

目次

第1章 目的

第2章 法令等の厳守

第3章 用語の定義

- (1) 情報ネットワーク
- (2) 情報システム
- (3) 情報資産
- (4) 情報セキュリティ
 - ア 機密性
 - イ 完全性
 - ウ 可用性

第4章 セキュリティ基本方針の位置づけと規定の体系

第5章 適用範囲

- (1) 適用組織
- (2) 適用情報資産
- (3) 適用対象者

第6章 職員等の義務

- (1) 遵守義務
- (2) 懲戒処分等

第7章 情報セキュリティ管理体制

第8章 情報資産の分類

第9章 情報資産への脅威

第10章 情報セキュリティ対策

- (1) 物理的セキュリティ対策
- (2) 人的セキュリティ対策
- (3) 技術的セキュリティ対策
- (4) 運用セキュリティ対策

第1 1章 情報セキュリティ対策に関する規定の公開・非公開

第1 2章 情報セキュリティ対策実施状況の検証

第1 3章 情報セキュリティ対策の評価、見直し

第1章 目的

地方独立行政法人岡山市立総合医療センター（以下「当法人」という。）が取り扱う診療情報及びこれに関連する情報には、市民・患者の個人情報をはじめ法人運営上重要な情報など、外部に漏えい等した場合には極めて重大な結果を招く情報が多数含まれている。これらの守るべき情報や情報を取り扱う情報ネットワーク及び情報システム等を、災害、事故、コンピュータウイルス感染及びサイバー攻撃等の犯罪や様々な脅威から防御することは、市民・患者の財産やプライバシー等を守るためにも、また、病院事業の安定的な運営のためにも必要不可欠であり、ひいては当法人に対する市民・患者からの信頼の維持向上に寄与するものである。

地方独立行政法人岡山市立総合医療センターセキュリティ基本方針（以下「本基本方針」という。）は、当法人のセキュリティ対策の基本的な方針として、適用の対象や位置づけ等を定め、当法人が所掌する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持し、総合的、体系的かつ継続的に情報セキュリティ対策を図ることを目的とする。

第2章 法令等の厳守

医療情報システムの運用及び診療情報の保護管理に当たっては、関係諸法令及び地方独立行政法人岡山市立総合医療センターの保有する個人情報の保護に関する規程に定めるもののほか、これらの規程の定めるところによる。

第3章 用語の定義

(1) 情報ネットワーク

コンピュータなどの情報機器同士をケーブルや無線などで接続し、情報をやり取りするための仕組みを情報ネットワークという。

(2) 情報システム

コンピュータ、ネットワーク、ソフトウェアなどを組み合わせて、業務に必要な情報の収集、管理、共有、分析、利用を支援する仕組みを情報システムという。

(3) 情報資産

組織が保有する、業務遂行に不可欠な情報やそれを記録・保存する媒体を情報資産という。

(4) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性、可用性を確保するための対策と技術の総称を情報セキュリティという。

ア 機密性

アクセスを許可された者だけが情報にアクセスできることを確実にすること。

イ 完全性

情報及び処理方法が、正確であること及び完全である状態を保護すること。

ウ 可用性

許可された利用者が、必要なときに、情報及び関連する資産にアクセスできることを確実にすること。

第4章 セキュリティ基本方針の位置づけと規定の体系

地方独立行政法人岡山市立総合医療センター情報セキュリティポリシー（以下「本ポリシー」という。）は、当法人が所掌する情報資産に関する情報セキュリティ対策について、総合的かつ体系的に取りまとめたものであり、情報セキュリティ基本方針と情報セキュリティ対策基準によって構成する。

また、本ポリシーに基づき、情報セキュリティ実施手順を策定することとする。

地方独立行政法人岡山市立総合医療センター情報セキュリティポリシーと実施手順の構成

文書名		内容
情報セキュリティポリシー	情報セキュリティ基本方針	当法人が所掌する情報資産に関する情報セキュリティ対策の基本的な考え方と方針を規定するものであり、情報セキュリティ対策の頂点に位置するものである。
	情報セキュリティ対策基準	情報セキュリティ基本方針に基づき、情報セキュリティ対策を統一的に講ずるために、職員等が遵守すべき行為及び判断等の基準を規定するものである。
情報セキュリティ実施手順		情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ対策を具体的に実施するために、職員等が遵守すべき情報セキュリティ対策の実施手順を、情報資産ごとに具体的に規定するものである。

第5章 適用範囲

本ポリシーの適用範囲は、以下の各号に示すものとする。

(1) 適用組織

法人本部、岡山市立市民病院及び岡山市立せのお病院の各部、センター及び事務局の各課とする。

(2) 適用情報資産

適用組織が所掌する情報資産とする。

(3) 適用対象者

適用される情報資産に接する適用組織の職員（非常勤職員及び臨時職員等を含む。以下「職員等」という）とする。

第6章 職員等の義務

(1) 遵守義務

職員等は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持つとともに、当法人が所掌する情報資産を取り扱う際には、不正アクセス行為の禁止等に関する法律や著作権法等の情報セキュリティに関連する法令並びに本ポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。

(2) 懲戒処分等

本ポリシーに違反した職員等は、その重大性及び発生した事案の状況等に応じて、当法人の規程による懲戒処分の対象となる場合がある。

第7章 情報セキュリティ管理体制

当法人の所掌する情報資産について、適切に情報セキュリティ対策を推進・管理するための体制を確立する。

第8章 情報資産の分類

当法人の所掌する情報資産をその内容によって分類し、その重要度に応じた情報セキュリティ対策を講ずる。

第9章 情報資産への脅威

情報セキュリティ対策を講ずるうえで、特に認識すべき脅威は以下のとおりである。

- (1) 本ポリシーに規定する適用対象者以外の第三者による、故意の不正アクセス又は不正操作によるデータやプログラムの持出、盗聴、改ざん、消去並びに機器及び記録媒体の盗難等
- (2) 職員等及び当法人が情報システム開発、警備及び清掃等の目的で業務を委託した者（以下「外部委託業者」という。）による、誤操作又は故意の不正アクセス又は不正操作によるデータやプログラムの持出、盗聴、改ざん、消去並びに機器及び記録媒体の盗難等
- (3) 地震、落雷、火災、水害等の災害、事故及び故障等

第10章 情報セキュリティ対策

当法人の所掌する情報資産を先に掲げた脅威から保護するため、以下の情報セキュリティ対策を講ずるものとする。

(1) 物理的セキュリティ対策

情報システムを設置する施設への不正な立入り、情報資産への損傷・妨害等を防ぐため、入退室や機器管理上の物理的な対策を講ずる。

(2) 人的セキュリティ対策

情報資産に接する職員等の情報セキュリティに関する権限や責任等を定めるとともに、全ての職員等に情報セキュリティポリシーの内容を周知徹底するため、教育及び啓発が行われるよう必要な対策を講ずる。

(3) 技術的セキュリティ対策

情報資産を不正なアクセス等から適切に保護するため、情報資産へのアクセス制御、コンピュータウイルス対策等の技術的な対策を講ずる。

(4) 運用セキュリティ対策

情報セキュリティポリシーの実効性を確保するため、情報システム等の稼動状況の監視や情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認のため、運用面における必要な対策を講ずる。また、緊急事態が発生した場合に迅速な対応を可能とするため、危機管理対策を講ずる。

第11章 情報セキュリティ対策に関する規定の公開・非公開

本基本方針は公開するが、情報セキュリティ対策基準及び情報セキュリティ実施手順の公開は、犯罪の予防その他の公共の安全及び秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、これ等は公開しない。

第12章 情報セキュリティ対策実施状況の検証

本ポリシーが適切に遵守されていることを確認するために、定期的に情報セキュリティ対策の実施状況について検証を行う。

第13章 情報セキュリティ対策の評価、見直し

情報セキュリティ対策実施状況の検証結果、情報システムの変更、新たな脅威等情報セキュリティを取り巻く状況の変化に対応し、本ポリシー及び情報セキュリティ実施手順の評価と見直しを適宜行う。

附則

(施行期日)

この地方独立行政法人岡山市立総合医療センター情報セキュリティ基本方針は、平成29年4月1日から施行する。

(施行期日)

この地方独立行政法人岡山市立総合医療センター情報セキュリティ基本方針は、令和7年6月1日から施行する。

改訂履歴

版数	改訂年月日	改訂内容
1.0	2017年4月1日	新規制定
1.1	2025年6月1日	一部改訂(目的の追加、法令等の厳守を追加、管理体制の見直し)

※ 版数は新規制定を第 1.0 版とし、改訂が発生した際は第 1.1 版とする。

※ 改訂があった場合は、必ず改訂内容を記載すること。